



**北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画（案）に対する意見一覧
（自立支援協議会の意見聴取結果）**

番号	頁	意見の内容	市の考え方
1		（他の計画で対応しているのであればよいが） 避難行動要支援名簿の関係から、災害等危機管理体制の整備についての記載がないことが気になった。	障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援等の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める計画となります。 また、障害者施策に関する基本的な事項を定める計画が障害者計画となります。 ご意見にありました、災害等危機管理体制の整備については、後者の計画に位置付けている項目であり、本市においては、「第三次北本市障害者福祉計画中間年の見直し」に記載しております。
2	1	(1) 計画策定の背景 法律の変遷のところに「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に触れていないが、理由があれば教えてください。	本計画の策定にあたり、踏まえておくべき法律であると考えますので、ご意見のとおり「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」についての記載を追加します。
3	3	⑥障がい福祉人材の確保・定着 多くの事業所で人材不足、定着の難しさが聞かれます。「障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場環境の改善や業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。」とありますが、市として具体的にどのような対策を考えていますか。	広報きたもと 2023年10月号では「障がいとともに生きる人たち」を特集し、事業所等で働く方等のインタビュー等も掲載しました。大きな反響をいただき、求人への応募者が増えた事業所もあったと聞いています。今後、福祉の担い手にフォーカスした特集等を検討し、広報等の媒体を活用して周知に取り組んでいくことを考えています。 また、県において、事業所の事務負担を減らすため、障害報酬の加算申請や人材確保対策といった事務を県レベルで支える事業を始める予定となっております。

			<p>すので、県の動向を注視し、周知に努めていきます。</p> <p>支援ニーズの把握に当たっては、障害支援区分調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする方を把握することなどを考えています。</p> <p>専門的人材の育成については、自立支援協議会における事例共有や、研修機関等からの講師派遣等について考えています。</p>
4	2 8	<p>(3)地域生活支援の充実</p> <p>「強度行動障がいをもつ人の状況や支援ニーズを把握し、専門的人材の育成など、地域の関係機関が連携し支援体制の整備を進めます。」とありますが、市として具体的にどのような対策を考えていますか。</p>	<p>就労系サービスのうち、就労継続支援については、一般企業等への就労が困難な人に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものです。当該サービスを利用する者のうち、一般就労等へ移行が可能となった者については、一般就労への移行を支援することも想定されています。</p> <p>令和4年6月に開催した就労支援部会や令和4年11月開催のサービス管理責任者連絡会において、制度の趣旨や利用者主体でご対応いただくよう説明の機会を設けました。</p> <p>引き続き、機会を捉えて説明を行うほか、課題の共有を行い、基幹相談支援センターや事業所等と連携して利用者が最適な支援を受けることができるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>
5	3 1	<p>(4)福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>就労継続支援事業所では貴重な働き手を手放しにくいというような本音が聞かれることがあります。</p> <p>令和8年度末までの目標が各2名となっていますが、目標実現のために市としてどのような対策を考えていますか。</p>	<p>当該項目については、国基本指針において「市町村単独での設置が困難な場合には圏域における設置でも差し支えない」とされています。施策の推進・連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県</p>
6	3 5	<p>(5)障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>実績として「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保」について、令和4年度末現在確保済となっています。</p>	

		<p>すが、当地域には該当事業所がない中で、近隣地域の事業所とは協定のようなものを結んで確保しているということでしょうか。何をもって確保としているのか教えてください。</p> <p>また、下から3行目委託相談所等は脱字で、委託相談支援事業所等ではないか。</p>	<p>内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されており、北本市は県央障害保健福祉圏域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）に含まれていません。</p> <p>現在、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所」については、上尾市、伊奈町に確保されており、北本市は事業所の送迎範囲内ということで、通所されている児童がいることから確保済としております。しかしながら、北本・鴻巣地域における設置の必要性を認識しておりますので、同ページの成果目標の設定の際には、備考欄に「圏域（上尾市、伊奈町）に設置済ですが、市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等に北本・鴻巣地域における設置を働きかけていきます。」と記載させていただいております。</p> <p>また、ご指摘いただいた脱字部分は、「委託相談支援事業所等」と修正させていただきます。</p>
7	73	<p>精神科病院の長期入院や地域移行についての課題についてお伺いします。基本的な考え方の中で記されている地域全体の中での取組み、包括的な枠組みを作る上で重要とは思いますが、実際の協議の場を運営する立場として、方針に沿った支援活動をするのは難しい状況です。より効果的な成果を得るためには、市として精神科病院への何らかの働きかけが明確に打ち出され、公的な方針が打ち立てられることが必要かと思えます。それは、その後の包括的な枠組みで具体的に検</p>	<p>本計画（案）は障害福祉サービス等の提供体制確保に係る成果目標や見込量を設定する計画であるため、個別の施策については記載しておりません。</p> <p>自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障がい者を受け入れる体制が十分に整っていないこと等が要因と考えられます。</p> <p>ご意見は、計画を推進するうえで非常に重要なものだと考えますので、今後、共同生活援助や自立生活援</p>

		<p>討するための根拠になり得るからです。行政から精神科病院に対し、国の基本方針に沿った対策について働きかけ、相談を行っていくというような内容を明記して頂くことを希望します。</p>	<p>助など、暮らしの基盤づくりの支援の充実と併せて、課題の整理に努めていきます。</p>
8	73	<p>国の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築においてはピアサポート活動が示されているが、両市より提示されている考えの中には明確な文言として示されておらず、精神障害者はあくまで保健、医療、福祉サービスの受け手だけとして扱われているように感じられました。このままでは当事者の声が届かず、サービスに反映されることもなく取り残され差別や偏見におびえ、安心して自分らしく地域の一員として暮らしていくことは難しく思われました。そこで自立支援協議会協議の場や研修会において当事者の参画も提示していただきたく存じます。また、当事者が地域の中でよりいきいきと安心して自分らしく暮らしていくために当事者同士の支え合いの場であるピアサポート活動を周知、啓発していただきたく存じます。ピアサポート活動が広まることにより、ピアサポーターが育成され、長期入院の地域移行などにおける活躍が見込まれます。当事者がそのような役割を地域で担うことにより共生社会の構築を促進することが期待できるのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、74頁「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の確保のための方策等」について、 ○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者、<u>ピアサポーター</u>等による協議の場等を活用し、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。 ○精神障がい者の地域移行や定着に向けて、共同生活援助や自立生活援助など、暮らしの基盤づくりの支援を充実するとともに、差別や偏見のない共生社会の実現を目指し、<u>ピアサポート活動の周知に努めるほか、自立支援協議会の精神フォーラム、差別解消の研修会</u>などを通じた周知、啓発に努めます。 と、下線部の記載を追加します。</p>